

平成 31 年 4 月 7 日執行予定

愛媛県議会議員選挙

告示日

3月29日(金)

投票日

4月7日(日)
7時～20時

投票できる人

平成 13 年 4 月 8 日以前に生まれた人で、次のどちらかに当てはまる人

① 平成 30 年 12 月 28 日までに松前町に転入届を出した人で、引き続き松前町に住んでいる人

② 松前町の選挙人名簿に登録されていて、平成 30 年 12 月 29 日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、その後も引き続き県内に住んでいる人

※ ②の場合、投票するときに、住民票担当課が発行する「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、「引き続き愛媛県内に住所を有する旨の確認」を受けることが必要です。詳しくはお問い合わせください。

※ 投票当日に松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。他の市町の選挙人名簿に登録されている人は、その市町での投票となります。



期日前投票

仕事、病気またはレジャーなどで投票日に投票できない人のために設けられた制度が「期日前投票」です。4月7日(日)に投票できない人は、投票所入場券(※裏面の「期日前投票の宣誓書」に記入したもの)を持って期日前投票所へお越しください。

○日程 3月30日(土)～4月6日(金) 8時30分～20時

○場所 役場2階大会議室

不在者投票

次に当てはまる場合は、それぞれの場所で不在者投票ができます。申請方法や申請期限などは、あらかじめお問い合わせください。

① 仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合→滞在地の選挙管理委員会

② 県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入所中の場合→その施設

①は、郵便で投票用紙の請求、交付、返送を行い、投票します。日数がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

②は、入院・入所している施設の長に、不在者投票をしたい旨を申し出てください。

投票の手順



●STEP 1

投票所入場券を持って投票所へ。



●STEP 2

受付で、投票用紙を受け取る。



●STEP 3

記載台で、候補者の氏名を自書する。



●STEP 4

投票箱に投票して終了。

●入場券はいつ届くの？

投票所入場券は、3月29日(金)以降に選挙人に郵送する予定です。投票日が近くなっても投票所入場券が届かない場合は、松前町選挙管理委員会にご連絡ください。

選挙管理委員会 ☎ 985-4132



軽自動車税は、毎年4月1日現在に所有している人に課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをすると、その年度分の軽自動車税が課税されますので注意してください。

車種別の手続き先などについては下の表の通りです。持参するものは手続き先で異なる場合がありますので、事前に確認してください。

税務課町民税係
☎ 985-4110

車 種	手続き場所	持参するもの
原動機付自転車 (125cc以下) 農耕用作業車 小型特殊自動車 ミニカー	税務課町民税係 ☎ 985-4110 ※転出の場合は転出先の市町村	①認め印 (朱肉を使うもの)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの】 ②車台番号の分かるもの (自賠責保険証書など) ③ナンバープレート (廃車、町外転出などの場合)
軽二輪車(125cc超～250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	愛媛運輸支局 ☎ 050-5540-2076	①自動車検査証 (250cc超以上の場合) ②認め印 (朱肉を使うもの)【名義変更の場合は新所有者と旧所有者のもの。廃車の場合は検査証欄の使用人と所有者のもの】 ③住民票 (3カ月以内のもの) ④ナンバープレート (廃車、県外転出などの場合) ⑤自賠責保険証書
軽自動車	軽自動車検査協会愛媛事務所 ☎ 050-3816-3124	

軽自動車などの廃車・名義変更はお早めに

確定申告はお済みですか

3月の確定申告の相談日程は次の通りです。期間内に正しい申告を済ませてください。所得税の申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

【役場申告会場】

▼日時 3月15日(金)までの9時～11時30分、13時～16時
※土・日曜日は除きます。

▼場所 役場2階大会議室

※役場正面玄関は7時30分に開きます。混雑により、午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。あらかじめご了承ください。

【各地区公民館・集会所】

日時	9時～11時30分	13時～16時
3/1(金)	塩屋	昌農内
4月	南黒田	西高柳
5(火)	新立	—
6(水)	本村	筒井
7(木)	宗意原	北黒田
8(金)	西古泉	—

税務課町民税係
☎ 985-4110

税務課町民税係
☎ 985-4110

申告に持参するもの

- ・認め印 (朱肉を使うもの)
- ・税務署からの申告書かお知らせハガキ (送付されている人だけ)
- ・給与や年金の平成30年分の源泉徴収票
- ・営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書 (収入、経費を必ず集計してきてください)
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払 (控除) 証明書
- ・医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書か医療保険者などの医療費通知書
- ※セルフメディケーション税制の適用を受ける人は、同税制明細書と一定の取り組みを行ったことが分かる書類
- ※平成31年分までは、従来通り領収書でも可能です。
- ・還付金の受取口座番号 (本人名義) が分かるもの
- ・申告者・扶養親族のマイナンバーが確認できるもの (通知カードなど)
- ・申告者の身元確認ができるもの (運転免許証) など

申告した所得は

次の申請などに必要な所得証明、課税証明、納税証明の基礎となる大切な資料です。

- ・国民健康保険や後期高齢者医療を受けるとき
- ・児童手当を受けるとき
- ・国民年金保険料の納付免除・猶予申請をするとき
- ・保育所の入所申請をするとき
- ・奨学資金や幼稚園の就園奨励金を申請をするとき
- ・公営住宅を申し込むとき
- ・金融機関などから融資などを受けるとき

税務署などで申告を

町内の会場では申告できませんので、注意してください。

- ①分離課税の
 - ・土地建物等や株式等に係る譲渡所得など
 - ・適用を受ける上場株式などに係る配当所得
 - ・先物取引に係る雑所得など
 - ・山林所得
- ②青色申告
- ③雑損控除申告
- ④亡くなった人の申告(準確定申告)

4月1日から5月7日まで

固定資産価格などの縦覧ができます

平成31年度の固定資産 (土地・家屋) の価格などを縦覧できます。

縦覧により、納税者が所有する土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額が比較でき、評価額が適正かどうかを確認できます。

▶ 縦覧期間 4月1日(月)～5月7日(火)

- ▶ 縦覧場所 税務課 11 番窓口
- ▶ 対象者 縦覧を希望する固定資産の納税者、納税管理人、代理人
- ▶ 持参するもの ①認め印 (朱肉を使うもの)、②本人確認のできるもの (運転免許証など官公署発行の写真付き身分証明書がない場合は、事前にお問い合わせを)、③代理の場合は所有者の委任状

※ 31年度の固定資産税納税通知書は4月中旬に発送予定です。

税務課資産税係 ☎ 985-4111

伊予歯科医師会監修



口と全身の健康のお話

(3) 慢性微小炎症①

～慢性微小炎症を制すれば健康長寿に～

人間の心と体は常に揺らいでいます。この揺らぎがある一定の幅に落ち着いているのが、健康な状態といえるでしょう。私たちが健康を保つためには、この揺れ幅をいかに小さくコントロールできるかが鍵となるわけです。最近の研究で私たちがこの揺らぎをコントロールする上で、最も注意しなければならないのが、「慢性微小炎症」であることが分かってきました。

前回、「未病」の話をしました。未病の段階で発病のリスクを限りなく上げるのが、この慢性微小炎症なのです。歯周病と糖尿病は慢性微小炎症を起こす代表格の病気であることは、たびたび

歯を大切に

触れてきましたね。この慢性微小炎症を起こす原因としては、ストレス、食習慣、睡眠の質と量、運動不足などがありますが、もう一つ忘れてはならないのが、人との関わりの欠如です。

つまり孤独の問題ですが、運動をしても、食事に気を付けても、心が満たされていないとそれ自体が不安要因となり、慢性微小炎症を引き起こすのです。また、心が満たされていなければ食事や運動、睡眠などの手当てもおろそかになる傾向があります。

1日1回、人に親切にするだけで、慢性微小炎症が治まってくることが分かっています。朝のあいさつからでも構いません。勇気を持って人に話し掛けてみませんか。

忘れずに受けましょう 狂犬病予防注射

❖料金

- ①すでに登録している場合
3,000 円（注射料金）
- ②新規に登録する場合
6,000 円（注射料金＋登録料 3,000 円）

注射済票



❖注意事項

- ・首輪とリードをして、ふん便の始末袋を用意してきてください。
- ・持病のある犬や体調の悪い犬は、動物病院でも受けることができます。
- ・スムーズに注射ができるよう、犬を制御できる人が連れてきてください。
- ・登録内容に変更（犬の死亡・飼主の変更・住所変更など）がある場合は、必ず事前に町民課に連絡してください。

問 町民課生活環境係 ☎ 985-4117

犬の飼い主には、毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。
日程内ならどこでも受けられますので、都合のよい場所で受けましょう。
登録済みの人は、3月中旬にお送りする案内はがきを持参してください。



4/4 (木) 松前・岡田校区		4/5 (金) 北伊予・岡田校区	
9:00～9:10	南黒田公民館前	9:00～9:20	中川原公民館前
9:20～9:45	北黒田公民館前	9:30～9:45	徳丸集会所前
9:55～10:05	西公民館前	9:55～10:05	出作集会所前
10:15～10:25	古城幼稚園前	10:15～10:30	東公民館前
10:35～10:50	松前駅前	10:40～10:50	鶴吉公民館前
11:00～11:20	松前公園老人広場	11:00～11:10	永田公民館前
13:20～13:30	大間教深寺前	11:15～11:25	横田公民館前
13:35～13:50	上高柳集会所前	13:20～13:30	大溝公民館前
14:00～14:15	恵久美集会所前	13:35～13:45	東古泉公民館前
14:25～14:35	北公民館前	14:00～14:10	西古泉公民館前
14:45～15:00	西高柳集会所前	14:20～14:30	北川原集会所前
		14:40～14:50	塩屋集会所前

松前の防災力

総務課危機管理係
☎ 985-4103
FAX 985-4148

災害時に車を有効活用するために ガソリンの残量に気を付けて

松前町公式防災
フェイスブックページ



災害時、車を使用できるかどうかはその後の被災生活を大きく左右します。現代社会では普段から必要不可欠なものです。災害時こそ車の果たす役割は大きくなります。

▶災害時に車を必要とするケース

- ・行方不明の家族を探しに行きたい場合
- ・家が倒壊し、避難所も満員で車中泊したい場合
- ・携帯電話の充電や冷暖房を使用したい場合
- ・被災地外へ水や食料を買いに行きたい場合
- ・けが人や病人を運びたい場合 など

しかし、車があってもガソリンの残量がなければ有効活用できません。災害時はどうしても消防・救急・警察車両への給油が優先となります。普段から残量が半分を切ったら給油することを習慣付けて災害に備えましょう。

また、自家発電機を備え災害による停電時にも住民向けに燃料供給を行う町内の給油所は、次の通りです。

▶町内の住民拠点給油所

- ・松山市農業協同組合永田給油所（大字永田80-2）
- ・阿川石油松前給油所（大字南黒田397）

松前中学校 建て替え前に校舎を見学しませんか

7月開始予定の松前中学校校舎改築工事を前に、校舎などを一般公開します。老朽化した南北校舎のほか、正門付近・北庭・中庭の樹木なども撤去される予定ですので、思い出の校舎見学にぜひお越しください。

▼見学期間 3月29日（金）～31日（日） 10時～16時

▼見学方法

3月28日（木）までに松前中学校へ連絡し、見学期間内にお越しください。



問 松前中学校（担当：教頭、事務長）
☎ 984-1149

国民年金制度は世代間の助け合い 給付に関する相談を行っています

国民年金制度は、日本に住む20～59歳の人が入会し、若い世代が年金を受給する世代を支える仕組みです。給付される国民年金の種類は次の通りです。給付に関する申請や相談は下記までお問い合わせください。

▼老齢基礎年金

保険料を納めた期間と免除を受けた期間を合わせて10年以上ある人が、65歳に達したときに請求できます。受給額は、納めた保険料によって異なります。

▼障がい基礎年金

国民年金に加入しているときや60～64歳の間に初診日がある病気

やけがで、国民年金法に定める障がい等級表の1級、2級の障がいの状態になった場合に請求できます。ただし、保険料の納付要件があります。

▼遺族基礎年金

国民年金に加入している人や老齢基礎年金の受給資格を満たした人が亡くなった場合に18歳未満の子どもを持つ配偶者か子どもに支給されます。ただし、保険料の納付要件、生計同一要件や収入要件があります。

問 松山西年金事務所お客さま相談室

町民課住民係

☎ 985-4106

可燃ごみ収集時のメロディーが変わります

松前町のイメージソング「まさき色の風」を町民の皆さんにより身近に感じてもらうため、可燃ごみ収集時のメロディーを変更します。4月から、現在流れている「赤とんぼ」が「まさき色の風」に変わりますので、収集車から流れるメロディーに耳を傾けてみてください。



問 町民課生活環境係
☎ 985-4117

住民登録を正しく行いましょう

引っ越しなどで住所を移した人は、速やかに住民登録の届け出をしてください。住民登録は、氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などを記録し、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となります。

▼届け出期間

・転入届と転居届：新しい住所地に住み始めた日から14日以内
・転出届：引越予定日のおおむね1カ月前から受け付け

▼受け付け 平日8時30分～17時15分

※届け出に伴い、他課で手続きが必要な人は早めに来庁してください。

問 町民課住民係

☎ 985-4105

届け出が必要なとき	届け出方法
町外へ転出するとき	まず松前町で「転出届」を出し、交付される転出証明書を持って転出先で「転入届」を出す
町内へ転入したとき	転出証明書と個人番号カード（または通知カード）を持参し、松前町で「転入届」を出す
町内で異動したとき	個人番号カード（または通知カード）を持参し、松前町で「転居届」を出す

3月は自殺対策強化月間です

全国では、毎年2万人以上が自殺で亡くなっています。身近に、悩みや問題を抱えてつらい思いをしている人はいませんか。一人一人が周囲を気に掛け、心のサインに気付くことが命を守ることに繋がります。

みんなが命の門番「ゲートキーパー」となり、できることから取り組みましょう。

【命の門番「ゲートキーパー」】

① **気付き** 家族や仲間の変化に気付く。

② **声掛け** 「眠れている?」「よく頑張っているね」などと声を掛ける。

③ **傾聴** 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける。

④ **見守り** 寄り添いながら、温かく見守る。

⑤ **つなぎ** 早めに専門家などに相談するように促す。

専門窓口相談することで解決の糸口が見えてくる場合があります。まずは相談してください。

健康課保健センター係

☎ 985-4118

3月27日から 障がいがある人にタクシー助成券を交付

4月1日から利用できる「タクシー初乗り料金の助成券」を3月27日(水)から交付します。

▼利用できるタクシー

松前交通タクシー、岡田タクシー、きたいよ、であい介護タクシー、介護タクシーわかば ほか

▼対象

町内在住で次のいずれかの手帳を持っている人

・身体障がい者手帳(1級～3級)
・療育手帳
・精神障がい者保健福祉手帳(1級、2級)

▼申請方法

手帳と認め印(朱肉を使うもの)を持って窓口にお越しください。

▼申請先・問い合わせ

福祉課障がい福祉係

☎ 985-4112

☎ 985-4155

自宅前に下水道管が設置された人へ 下水道に接続しましょう

▼下水道に接続するには

自宅が下水道の供用区域内になっても、排水設備を設置しないと下水道管に接続されません。自然を守るためにも必ず下水道に接続しましょう。

下水道管に接続するには町の指定業者による工事が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

▼町内の下水処理施設

町内の下水処理施設は、平成14年3月31日に供用が開始された松前浄化センターです。町内の下水道の供用区域内で下水道管に接続している家庭などの汚水を、全てこの処理場に集めて浄化しています。平成29年度は毎日休まずに浄化して、1日約2300m³の汚水を自然に返しました。

▼下水処理の流れ

① 沈砂池 下水の中にある大きなごみや砂を取り除く。
② 最初沈殿池 沈砂地では沈まなかった細かい汚れを時間をかけて沈める。
③ 反応槽 微生物が下水の汚れを食べる。
④ 最終沈殿池 汚れを食べて大きくなった微生物が沈み、水がきれいになる。
⑤ 消毒設備 きれいになった処理水をさらに塩素で消毒し、海に放流する。

【出典】公益社団法人日本下水道協会ホームページ



いになる。
⑤ 消毒設備 きれいになった処理水をさらに塩素で消毒し、海に放流する。

問 上下水道課業務係

☎ 985-4126